

要綱第3号様式

事業者排出量削減報告書

(宛先) 京都市長		平成 27 年 6 月 24 日					
報告者の住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都市東山区今熊野北日吉町3番地		報告者の氏名 (法人にあっては、名称及び代表者名) 学校法人京都女子学園 理事長 芝原玄記 電話 075 - 531 - 7036					
主たる業種	大学	細分類番号				8 1 6 1	
事業者の区分	京都市地球温暖化対策条例第2条第1項第6号	<input checked="" type="checkbox"/> ア <input type="checkbox"/> イ又はウ <input type="checkbox"/> エ					
計画期間	平成26年4月から平成29年3月まで						
基本方針	平成23年度から平成25年度の平均の排出量を基準に、平成28年度の前年度当たりの温室効果ガス排出量を5%以上削減を目標とする。						
計画を推進するための体制	財務部施設課において、エネルギー消費効率改善の施策を講じる。						
温室効果ガスの排出量	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (23~25)年度	第1年度 (26)年度	第2年度 (27)年度	第3年度 (28)年度	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	5,140.6 トン	4,445.4 トン			-13.5 パーセント	
	評価の対象となる排出の量	5,076.2 トン	4,445.4 トン			-12.4 パーセント	
	実績に対する自己評価	第1計画期間に引き続き、照明・空調・冷暖房設備等の適正な稼働及び定期的な保守点検・整備を努めることが出来たため、平成26年度は削減出来たものと考えられる。					
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (25)年度	第1年度 (26)年度	第2年度 (27)年度	第3年度 (28)年度	増減率
	学校	事業活動に伴う排出の量	40.86	35.37			-13.44 パーセント
		延床面積千㎡					
		事業活動に伴う排出の量	()				パーセント
	実績に対する自己評価	第1計画期間に引き続き、照明・空調・冷暖房設備等の適正な稼働及び定期的な保守点検・整備を努めることが出来たため、平成26年度は削減出来たものと考えられる。					
重点的に実施する取組の実施状況		基準年度 (25)年度	第1年度 (26)年度	第2年度 (27)年度	第3年度 (28)年度	備考	
		27.0 パーセント	26.0 パーセント				
具体的な取組及び措置の内容	(26)年度	高効率照明・空調・冷暖房設備等の適正な稼働及び定期的な保守点検・整備を努めるとともに、夏季期間中(6月~9月末)にケルビズを実施した。					
	(27)年度						
	(28)年度						
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施した措置	措置の内容	公共交通機関の利用を原則とし、学生についてはバイクの使用も原則として禁止するなどの指導を行っている。また、平成23年度に屋内駐輪場を新設し、より自転車の利用を促している。					
	上記の措置を実施した結果に対する自己評価	ほぼ実施できている。自転車通学の割合も増えてきており、今後も継続して呼びかけていきたいと考えている。					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減した量	区分	第1年度 (26)年度	第2年度 (27)年度	第3年度 (28)年度	備考		
	森林の保全及び整備によるもの	0.0 トン					
	地域産木材の利用によるもの	0.0 トン					
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	0.0 トン					
	グリーン電力証書等の購入によるもの	0.0 トン					
	温室効果ガス排出量の削減又は吸収の量の購入によるもの	0.0 トン					
合計	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン				
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	①附属小学校に太陽光発電システムを設置している。②京都市左京区大原尾越町に257,937㎡の自然林(京女の森)を所有しており、当該自然林は、国により水源涵養保安林に指定されている。						
特記事項	①冷暖房時の適切な温度設定管理を実施するため、学園全体に文書を配布し、周知。②夏季期間中(6月~9月末)にケルビズを実施。③冷暖房設備切替作業と併せて、学園内各校舎各室のフィルター清掃を定期的実施。④資源ごみ(紙・缶・びん・ペットボトル、金属等)を分別回収し、業者取引によるリサイクルを実施。						

注 1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 2 「細分類番号」とは、統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の3年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。